



島根県報

平成18年3月24日(金)

号外第10号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(政策企画監室)	18
島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例	(総務課)	23
島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(")	24
島根県立大学条例の一部を改正する条例	(")	24
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	25
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(")	33
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(")	33
職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	(")	33
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(")	35
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(職員課)	36
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	36
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	38
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	38
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	41
島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	(")	41
島根県保健所条例等の一部を改正する条例	(健康福祉総務課 医療対策課 障害者福祉課)	41
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(医療対策課)	42
島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例	(青少年家庭課)	44
島根県障害者介護給付費等不服審査会条例	(障害者福祉課)	44
島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例	(")	45
島根県動物の愛護及び管理に関する条例	(薬事衛生課)	45
島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例	(農業経営課)	52
島根県花振興センター条例の一部を改正する条例	(農畜産振興課)	54
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	(")	54
採石業の適正な実施の確保に関する条例	(河川課)	55
島根県空港条例の一部を改正する条例	(港湾空港課)	57
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	57
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	(会計課)	58
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	59
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(高校教育課 義務教育課)	59
島根県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例	(生涯学習課)	59

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	60
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(")	60
島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	62
議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	63

公布された条例等のあらまし

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

(1) 次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第23号・第24号・第27号 - 第31号関係）

ア 児童福祉法に基づく事務

- ㊦ 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付の決定
- ㊧ 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付に要する費用の負担能力の認定

イ 母子保健法に基づく事務

- ㊦ 低体重児の届出の受理
- ㊧ 未熟児の保護者に対する訪問指導
- ㊨ 未熟児の養育医療の給付の決定
- ㊩ 未熟児の養育医療の給付に要する費用の負担能力の認定

ウ 森林法に基づく事務

- ㊦ 民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）
- ㊧ 保安林の指定又は指定の解除
- ㊨ 保安林内の立木の伐採又は行為の許可
- ㊩ 保安林に係る監督処分

エ 農地法に基づく事務

- ㊦ 農地の転用の許可（面積が4ヘクタールを超えないものに限る。イ)において同じ。）
- ㊧ 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
- ㊨ 島根県農業会議の意見の聴取
- ㊩ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
- ㊪ 違反転用に対する監督処分

オ 地方自治法に基づく事務

- ㊦ 新たに生じた土地の届出の受理及び告示
- ㊧ 町又は字の区域の変更等の届出の受理及び告示

カ 土地区画整理法及び都市再開発法に基づく事務

- ㊦ 事業計画の決定前の組合の設立の認可及び認可された組合の事業計画の認可
- ㊧ 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可

(2) 次に掲げる事務を出雲市及び益田市に権限移譲することとした。（第2条の表第23号関係）

(1)のカ（土地区画整理法に基づく事務に限る。）に同じ。

(3) 次に掲げる事務を奥出雲町に権限移譲することとした。（第2条の表第27号関係）

(1)のオに同じ。

(4) 引用する条項の整理

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。ただし、1の(1)の工については規則で定める日、1の(4)(児童福祉法に係る部分に限る。)は平成18年10月 1日から施行することとした。

島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例(条例第 2号)

1 条例の概要

次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料の額について、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者とそれ以外の者との間に 2 倍の格差を設けることとした。

- (1) 島根県産業技術センター条例
- (2) 島根県農業技術センター分析手数料条例
- (3) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第 3号)

1 条例の概要

- (1) 実施機関は、他の実施機関において個人情報の訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、訂正等の請求に係る事案を移送することができることとした。(第28条の 2 関係)
- (2) 実施機関は、個人情報の訂正等の実施をした場合において必要と認めるときは、当該個人情報の提供先に対し遅滞なくその旨を通知することとした。(第28条の 3 関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

島根県立大学条例の一部を改正する条例(条例第 4号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立大学の大学院(以下「大学院」という。)の博士課程(後期)に在学せず学位論文をもって学位の授与を申請する者は、学位論文審査手数料57,000円を納付しなければならないこととした。(第 4 条・別表関係)
- (2) 学位論文審査手数料は、学位論文をもって学位の授与を申請するときに納付しなければならないこととした。(第 9 条関係)
- (3) 大学院の博士課程(後期)において、3年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、及び必要な研究指導を受けた上で退学した者が、退学した日の翌日から起算して 1 年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができることとした。(第10条関係)
- (4) (3)により免除を受けた場合を除き、既に納付した学位論文審査手数料は、還付しないこととした。(第 11 条関係)

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第 5号)

1 条例の概要

(1) 一般の退職手当

退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。(第 2 条の 2 関係)

(2) 退職手当の基本額

次に掲げる場合における退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じ

て得た額の合計額とすることとした。

ア 自己の都合による退職等の場合（第3条関係）

イ 11年以上25年未満勤続後の退職等の場合（第4条関係）

ウ 整理退職等の場合（第4条の2関係）

(3) 給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例

退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、次に掲げる額の合計額をその者に対する退職手当の基本額とすることとした。（第4条の3関係）

ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合の退職手当の基本額に相当する額

イ 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イイ その者に対する退職手当の基本額が②により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イイ アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(4) 退職手当の調整額

ア 退職手当の調整額

退職した者に対する調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次に掲げる職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額とすることとした。（第4条の9第1項関係）

ア 第1号区分 79,200円

イ 第2号区分 62,500円

ウ 第3号区分 50,000円

エ 第4号区分 45,850円

オ 第5号区分 41,700円

カ 第6号区分 33,350円

キ 第7号区分 25,000円

ク 第8号区分 20,850円

ケ 第9号区分 16,700円

コ 第10号区分 0

イ 職員の区分

アのアからコまでに掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定めるものとする。こととした。（第4条の9第3項関係）

ウ 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、アにかかわらず、次のとおりとすることとした。（第4条の9第4項関係）

ア 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの アのアからケまで又はコに掲げる職員の区分にあってはそれぞれに掲げる額、アのケに掲げる職員の区分にあっては0として、アを適用して計算した額

イ 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び自己の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの ケにより計算した額の2分の1に相当する額

(5) 経過措置

ア 新制度施行日前日に仮に退職した場合の退職手当額が新条例により算定した額よりも多いときは、新制度施行日前日額を保障することとした。(附則第 2 項関係)

イ 平成21年 3 月31日までに新制度適用職員として退職し、新条例により算定した額が旧制度が維持されたと仮定して算定した場合の額よりも多いときは、一定額を新条例等退職手当額から控除することとした。(附則第 4 項関係)

(6) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

ウ 特別職の職員の退職手当に関する条例

エ 職員の育児休業等に関する条例

オ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

カ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第 6 号)

1 条例の概要

支給対象となる職員の勤務する公署及び職員の乗り組む水産練習船の名称の改正(第11条・第19条・第24条・第32条・第34条・第35条関係)

手 当 名	改 正 内 容
特殊現場作業従事手当	支給対象公署を中海干拓営農センターから東部農林振興センターに、隠岐支庁土木建築局から隠岐支庁県土整備局に、益田土木建築事務所から益田県土整備事務所に改めるとともに、花振興センターを削ること。
衛生検査業務従事手当	支給対象公署から総務部職員課を削ること。
夜間特殊業務手当	支給対象公署を水産試験場附属漁業無線指導所から水産技術センターに改めること。
冬期海上等作業従事手当	支給対象公署を栽培漁業センターから水産技術センターに改めること。
漁獲手当	支給対象水産練習船を「鵬丸」から「わかしまね」に改めること。
船舶衛生管理業務従事手当	

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第 7 号)

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益法人等に、財団法人島根県環境管理センターを追加することとした。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(条例第 8 号)

1 条例の概要

(1) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

私傷病による休暇の期間を、結核性疾患にあっては 1 年以内、その他の負傷又は疾病にあっては 90 日以内の期間とすることとした。ただし、任命権者は、その他の負傷又は疾病のうち人事委員会規則で定める

ものについて90日を超えない範囲内で延長することができることとした。(第7条関係)

(2) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1)に同じ。(第8条関係)

(3) 職員の給与に関する条例の一部改正

休職者に対する給与について、その範囲、支給割合及び支給期間について改正することとした。(第16条の2関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
公務外の疾病(結核性疾患)	給与の全額(2年間)	給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「給料等」という。県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員にあっては、地域手当を除く。)のそれぞれ100分の80(2年間)
公務外の疾病又は負傷(非結核性疾患)	給与の全額(2年間)	給料等の100分の80(1年間)
刑事起訴	給料等(期末手当を除く。)の100分の80以内	給料等(期末手当を除く。)の100分の60以内
公務上における災害による生死不明等	給与の全額	給料等の100分の100以内
公務外における災害による生死不明等	給料等の100分の80以内	給料等の100分の70以内

(4) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正

(3)に同じ。(第27条関係)

(5) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

(3)に同じ。(第21条関係)

(6) 施行日において現に与えられている私傷病による休暇について所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項 - 第5項関係)

(7) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年7月1日から施行することとした。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 条例の概要

経営評価の対象法人から財団法人島根県育英会及び財団法人島根県並河萬里写真財団を除くこととした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 条例の概要

(1) 障害者自立支援法の施行に伴う規定の整理

障害者が入所している期間は介護補償をしないとする施設を、身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設から障害者自立支援法に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)とすることとした。(第11条の2関係)

(2) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う用語の整理(第8条関係)

改正前	改正後
監獄	刑事施設

(3) その他規定の整理

2 施行期日

1の(1)については平成18年10月1日から、1の(2)については刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から、1の(3)については公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 条例の概要

(1) 介護保険法関係手数料(別表23の項関係)

ア 介護サービス情報の公表制度が新設されたことに伴う手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
介護サービス情報の公表のための報告をしようとする者	15,000円
介護サービス情報の調査を受けようとする者	45,000円

イ 介護サービス情報の公表に係る手数料を指定情報公表センターの収入とすることとした。

ウ 介護サービス情報の調査に係る手数料を指定調査機関の収入とすることとした。

エ 介護支援専門員の資格が更新制となったことに伴う介護支援専門員証の交付に係る手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
介護支援専門員証の交付を受けようとする者	4,200円
介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	1,600円
介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	1,100円
介護支援専門員証の更新を受けようとする者	4,200円

オ 引用する条項の整理

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料(別表41の項関係)

らくらく取得「しまね網・わな猟免許」特区の認定を受けたことに伴う使用する猟具として網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を受ける場合の手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
使用する猟具として網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を受けようとする者	
ア 銃猟免許を有する者等である場合	3,000円
イ その他の場合	4,000円

(3) 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

製造保安責任者試験等について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に規定するオンライン等による方法により出願する場合における手数料の設定

ア 高圧ガス保安法関係手数料(別表8の項関係)

試験の種類	手数料の額
乙種化学	9,500円
丙種化学	8,900円

製造保安責任者試験	乙種機械	9,500円
	第2種冷凍機械	9,500円
	第3種冷凍機械	8,900円
販売主任者試験	第1種販売	8,000円
	第2種販売	6,200円

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料(別表10の項関係)

試験の種類	手数料の額
液化石油ガス設備士試験	22,500円

(4) 旅券法関係手数料(別表3の項関係)

ア 旅券法の改正に伴い、一般旅券の再発給に係る手数料の規定を削除することとした。

イ 引用する条項の整理

(5) 地方税法関係手数料(別表2の項関係)

県の入札・契約事務に係る納税証明書の取扱いの変更に伴う規定の整備

(6) 租税特別措置法関係手数料(別表4の項関係)

引用する条項の整理

(7) 家畜改良増殖法関係手数料(別表37の項関係)

引用する条項の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(4)から(7)までについては、公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 条例の概要

(1) 狩猟税

網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間にわなを選択して狩猟免許を受け、当該免許に係る狩猟者の登録(狩猟免状の交付の日から3年以内の狩猟者の登録に限る。)を受ける農業又は林業に従事する者として規則で定める者の登録に係る狩猟税の税率を、地方税法第700条の52第1項第1号に該当する者にあつては16,500円を8,200円に、同項第2号に該当する者にあつては11,000円を5,500円にする特例措置を設けることとした。(附則第23項関係)

(2) 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例

免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限を、規則で定める期限とすることとした。(第69条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 条例の概要

(1) 知事が本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。(第2条・別表第1関係)

(2) 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務を定めることとした。(第3条・別表第2関係)

(3) 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法を定めることとした。(第4条関係)

(4) 知事は、毎年、本人確認情報の利用及び提供の状況を公表することとした。(第5条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

特定非営利活動促進法に基づく申請、届出、提出、通知、交付、縦覧及び閲覧のうち規則で定めるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に規定するオンライン等による方法により行う場合に関し必要な事項は、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に規定するオンライン等による方法の例によることとした。（第6条関係）

2 施行期日

平成18年 6月 1日から施行することとした。

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の指定管理者が維持管理を行うセンター以外の施設及び設備を、センターの施設及び設備と一体として維持管理を行うことが適当であると知事が認めるセンターに近接するものとする事とした。（第5条関係）

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

島根県保健所条例等の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 引用する厚生労働省告示の題名の改正

改 正 前	改 正 後
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	診療報酬の算定方法
老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準	
入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準	入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準
老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準	

イ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

ア 島根県保健所条例

イ 島根県立病院使用料及び手数料条例

ウ 島根県立心と体の相談センター条例

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

(1) 医学生地域医療奨学金に係る返還免除（第2条関係）

ア 貸付金の種類

大学の医学を履修する課程に在籍する者又は大学院において医学に関する専門知識を習得しようとする者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

㉞ 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務（臨床研修その他研修を受けることを目的とするものを除く。イ)において同じ。）に従事（特定地域医療機関において貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事することを含む。イ)において同じ。）したとき。
債務の全部

イ) 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事したとき。 債務の全部

㉟ 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

㊀ 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(2) しまね医学生特別奨学金に係る返還免除（第2条関係）

ア 貸付金の種類

島根大学医学部に在学する者のうち知事が定める年次に在籍する者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

㉞ 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に、指定医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて6年間その業務に従事したとき。 債務の全部

イ) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して1年未満に限り、指定医療機関においてその業務に従事したものとみなすこととした。

㉟ 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

㊀ 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(3) へき地医療奨学金に係る返還免除の条件及び範囲は、従前のとおりとすることとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

島根県女性相談センターの設置場所を松江市とし、同センターの分室として大田市に西部分室を設けることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例（条例第19号）

1 条例の概要

(1) 設置

島根県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 所掌事務

不服審査会は、障害者自立支援法に規定する介護給付費等に係る市町村の処分に関する審査請求の事件のうち知事が必要と認めるものを取り扱うこととした。（第2条関係）

(3) 委員の定数

ア 不服審査会の委員の定数は、10人とすることとした。(第3条第1項関係)

イ 委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体の委員の定数は、5人とすることとした。(第3条第2項関係)

(4) 関係人等に対する報酬

審問を受け、又は調査を行う者の専門的能力及び審問又は調査に要する時間を考慮して知事が定める額とすることとした。(第4条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 条例の概要

(1) 設置

島根県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置することとした。(第1条関係)

(2) 組織

ア 審議会は、委員10人以内で組織することとした。(第2条第1項関係)

イ 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。(第2条第2項関係)

(3) 任期

ア 委員の任期は、3年とすることとした。(第3条第1項関係)

イ 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。こととした。(第3条第3項関係)

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例(条例第21号)

1 条例の概要

(1) この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第9条の規定に基づき講ずる必要な措置その他必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図ることを目的とすることとした。(第1条関係)

(2) 次のとおり定義規定を設けることとした。(第2条関係)

ア 特定動物とは、法第26条第1項に規定する特定動物をいうこと。

イ 飼養とは、動物にえさを与えて飼い養うこと(一時保管する場合を含む。)をいうこと。

ウ 飼い主とは、動物を所有する者(所有者以外の者が管理しているときは、その者)をいうこと。

(3) 県及び飼い主の責務について定めることとした。(第3条・第4条関係)

(4) 動物、犬及びねこの飼い主の遵守事項等について定めることとした。(第5条 - 第7条関係)

(5) 特定動物の飼養の許可について定めることとした。(第8条 - 第11条関係)

(6) 犬又はねこの引取り、収容、捕獲等について定めることとした。(第12条・第13条関係)

(7) 動物を収容したときは、飼い主が判明しているときはその飼い主に通知し、飼い主が判明しないものにあつては公示し、及び当該動物が保護され、又は捕獲された場所を管轄する市町村の長に通知することとした。(第14条・第15条関係)

(8) 知事は、引取り、収容又は捕獲をした動物を処分し、又は譲渡するときは、当該動物の飼養を希望する者で適正に飼養することができると思われるものに譲渡するように努めるものとする。こととした。(第16条第5項関係)

- (9) 特定動物の飼い主は、飼養する特定動物が逸走したとき等の緊急時の措置について定めておくこととした。(第18条第1項-第3項関係)
- (10) 知事は、特定動物が逸走した場合で人の生命、身体又は財産を侵害し、又はこれらに対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を捕獲し、収容し、又は処分することができることとした。(第18条第4項関係)
- (11) 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、必要な措置を執るべきことを勧告することができることとした。(第19条第1項関係)
- (12) 知事は、動物の取扱いに起因して、その鳴き声等によるその周辺の住民の生活に対する著しい支障が当該住民の間で共通の認識となっていると認められる事態が生じている場合には、当該事態を生じさせている者に対し、市町村長の協力を得て、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置を執るべきことを勧告することができることとした。(第19条第2項関係)
- (13) 知事は、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、特定動物を捕獲する等の措置を執るべきことを命ずることができることとした。(第20条第1項関係)
- (14) 犬又は特定動物の飼い主は、その犬又は特定動物が人の生命又は身体を侵害したときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するために必要な措置を執らなければならないこととした。この場合においては、発生した事故及びその後の措置について、遅滞なく、保健所長に届け出なければならないこととした。(第21条第1項関係)
- (15) 知事は、その職員に、飼い主等に対し、報告の徴収又は立入検査を行わせることができることとした。(第22条第1項関係)
- (16) 動物取扱業の登録等に係る手数料の設定(第23条関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額	
動物取扱業の登録を受けようとする者	1件につき	15,500円
動物取扱業の登録の更新を受けようとする者	1件につき	15,500円
動物取扱責任者研修を受けようとする者	1人につき	1,500円
動物取扱業登録証の再交付を受けようとする者	1件につき	2,000円
特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者	1件につき	15,500円
特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けようとする者	1件につき	10,600円
特定動物飼養保管許可証の再交付を受けようとする者	1件につき	2,000円
犬又はねこの引取りを求める者		
ア 生後90日を超える犬又はねこの引取りを求める者	1頭又は1匹につき	2,000円
イ 生後90日以下の犬又はねこの引取りを求める者	1頭又は1匹につき	400円

- (17) 罰則
 - ア 特定動物による侵害防止の命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。(第25条関係)
 - イ 犬若しくは動物による侵害防止の命令又は周辺環境の保全の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処することとした。(第26条関係)
 - ウ 次の者は、10万円以下の罰金に処することとした。(第27条関係)
 - ㊦ 飼い犬のけい留義務に違反して、飼い犬をけい留しなかった者
 - ㊧ 飼い犬が人の生命、身体又は財産を侵害しないように必要な措置をしなかった者
 - ㊨ 特定動物が逸走した旨の通報をせず、又は虚偽の通報をした者

- ㊦ 犬又は特定動物が人に危害を加えた旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ㊧ 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- エ 人に危害を加えた犬又は特定動物を獣医師に検診させる等の命令に従わなかった者は、5 万円以下の罰金又は科料に処することとした。(第28条関係)
- オ 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、過料を科することができることとした。(第30条関係)

(18) 次に掲げる条例の廃止

- ア 犬による危害の防止に関する条例
- イ 危険な動物の飼養及び保管に関する条例

2 施行期日

- (1) 平成18年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(16)の犬又はねこの引取りを求める者に係る手数料については、平成18年10月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行の日以後の飼養に係る特定動物の飼養の許可は、平成18年 4 月 1 日から行うことができることとした。

島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 条例の概要

(1) 題名の改正

改正前	改正後
島根県農業技術センター分析手数料条例	島根県農業技術センター分析等手数料条例

- (2) 食品に関する分析等に係る手数料を設定し、その項目及び額は、統合するしまねの味開発指導センターにおける当該手数料の項目及び額と同一とすることとした。(第 1 条・別表関係)
- (3) 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができることとした。(第 3 条関係)
- (4) 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、過料を科することができることとした。(第 6 条関係)
- (5) 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の廃止
- (6) その他規定の整備

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 条例の概要

花ふれあい公園の年間使用料の新設(別表関係)

区 分	年間使用料(同一人が1年間使用する場合の使用料)の額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	500円
その他の者	1,000円

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 条例の概要

引用する条項の整理（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

採石業の適正な実施の確保に関する条例（条例第25号）

1 条例の概要

(1) この条例は、岩石の採取の事業について、採石業者が講ずべき採取跡の措置等を定めることにより、岩石の採取に伴う災害を未然に防止し、及び岩石の採取の事業の健全な発達を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 次のとおり定義規定を設けることとした。（第2条関係）

ア 採取跡とは、採石業者が岩石の採取を行う場所において岩石の採取を行ったことにより形質が変更された土地をいうこと。

イ 採取跡の措置とは、採取跡における整地、緑化、施設の設置等であって認可を受けた採取計画に定められた岩石の採取の終了時に行うこととされた措置又はこれに準じた措置で規則で定めるものをいうこと。

(3) 採石業者は、法及び法に基づく命令並びにこの条例を遵守し、適正な採取方法による採取を行い、並びに自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の措置を誠実に行わなければならないこととした。（第3条関係）

(4) 岩石の採取計画の認可を受けようとする採石業者は、岩石の採取の期間が1年以内である場合を除き、採取跡の措置に係る保証人を立てなければならないこととした。（第4条第1項関係）

(5) 保証人は、採石業者による採取跡の措置を行うことが困難である場合には、採石業者に代わって採取跡の措置を行わなければならないこととした。（第4条第2項関係）

(6) 保証人は、採石業者を構成員とする法人であって知事の承認を受けたものでなければならないこと等の保証人の要件を定めることとした。（第5条関係）

(7) 保証人の保証の期間は、原則その保証の対象となる岩石採取場に係る採取計画の認可を受けた日から、岩石の採取の廃止の届出を知事が受理した日の翌日から起算して2年を経過する日までとすることとした。（第6条関係）

(8) 岩石の採取計画の認可の期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める期間とすることとした。（第8条関係）

(9) 知事は、採取跡の措置について、採石業者を立ち会わせて岩石採取場等を調査することができることとした。（第9条関係）

(10) 岩石の採取計画の認可を受けた採石業者は、規則で定めるところにより、毎年、前年における岩石の採取の状況を知事に報告しなければならないほか、事故が発生したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならないこととした。（第11条関係）

(11) 採石業者は、認可された採取計画等に従って採取跡の措置を行い、当該措置の完了後、知事の確認を受けなければならないこととした。（第12条関係）

(12) 知事は、採石業者に対し、適正に採取跡の措置が行われるよう必要な指導及び助言に努めることとした。（第13条関係）

(13) 知事は、その職員に、採石業者又は採石業者を構成員とする法人で知事の承認を受けたものに対し報告の徴収又は立入検査を行わせることができることとした。（第14条関係）

(14) 認可の申請を行っている採石業者について所要の経過措置を設けることとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

平成18年10月1日から施行することとした。

島根県空港条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

隠岐空港を使用することができる航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重を8.5トン未満から24.0トン未満に引き上げることとした。(第5条関係)

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 条例の概要

(1) 隠岐郡に所在する県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理について、公営住宅法の規定により当該県営住宅等の所在する町が管理(家賃及び入居者駐車場使用料の決定並びに家賃、敷金、入居者駐車場の使用料その他金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)を行おうとする場合は、当該町にこれを行わせることができることとした。(第63条関係)

(2) 美郷町への譲渡に伴う次の団地の廃止(別表関係)

名 称	所 在 地
上野団地 都賀行団地	邑智郡美郷町

(3) 既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であると認められる場合に、公募を行わないで入居させることができることとした。(第5条関係)

2 施行期日

(1) 平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、公布の日から施行することとした。

(2) 県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理を行うことに関し必要な行為は、施行前においても行うことができることとした。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 条例の概要

島根県用品調達等特別会計の廃止(第1条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 条例の概要

(1) 発電所の設置(別表第1関係)

名 称	最大出力	供 給 先
志津見発電所	1,700キロワット	中国電力株式会社
江津高野山風力発電所	20,700キロワット	

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 条例の概要

(1) 高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,791人	1,759人	32人
	事務職員、技術職員その他の職員	215人	217人	2人
盲学校、ろう学校及び 養護学校	教育職員	816人	854人	38人
小学校及び中学校	教育職員	5,423人	5,331人	92人
	事務職員及び技術職員	438人	432人	6人

(2) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 条例の概要

引用する条項の整理(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 条例の概要

警察官の定員の改正(第2条関係)

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	70人	71人	1人
警部	143人	145人	2人
警部補及び巡査部長	804人	810人	6人
巡査	423人	424人	1人

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第33号)

1 条例の概要

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

ア 無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の営業禁止地域を島根県の区域とすることとした。(第11条の3の2関係)

イ その他規定の整理

(2) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 性風俗関連特殊営業の開始又は変更に係る事項を記載した届出書の提出があったことを記載した書面の交付等に係る手数料の新設(別表第1の13の2の項-13の4の項関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額	
開始の届出をしようとする者		
ア 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業に係るもの	1件につき	11,900円
イ 無店舗型性風俗特殊営業に係るもの(県外に受付所を設け	1件につき3,400円に、	8,500円

るものに限る。)	に設ける受付所の数を乗じて得た額を加算した額
ウ (イ)以外の無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係るもの	1 件につき 3,400円
改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により届出書を提出している者で施行日から 3 月を経過する日までに書面の交付を受けようとするもの(性風俗関連特殊営業の届出に関する経過措置)	1 件につき 3,400円
変更の届出をしようとする者	
ウ 変更に係る事項が受付所の新設に係るもの(県外に受付所を設けるものに限る。)	1 件につき1,900円に、8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額を加算した額
イ ウ以外のもの	1 件につき 1,500円
書面の再交付を受けようとする者	1 件につき 1,200円

イ アの性風俗関連特殊営業の届出に関する経過措置の適用期限の経過に伴う規定の削除(別表第 1 の 13 の 2 の項関係)

ウ その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 5 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(1)のイの一部及び(2)のウについては公布の日から、1 の(2)のイについては平成18年 8 月 1 日から施行することとした。

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 条例の概要

(1) 議員の定数の改正(第 1 条関係)

改正前	改正後
39人	37人

(2) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正(第 2 条関係)

改正前		改正後	
選挙区の名 称	選挙すべき議員の数	選挙区の名 称	選挙すべき議員の数
八束第 1 選挙区	1 人	八束選挙区	1 人
八束第 2 選挙区	1 人	仁多選挙区	1 人
八束第 3 選挙区	1 人	簸川選挙区	1 人
能義選挙区	1 人	邑智選挙区	1 人
仁多選挙区	1 人	鹿足選挙区	1 人
大原選挙区	2 人	隠岐選挙区	1 人
飯石選挙区	1 人	松江選挙区	10人
簸川第 1 選挙区	1 人	浜田選挙区	3 人
簸川第 2 選挙区	1 人	出雲選挙区	7 人
簸川第 3 選挙区	1 人	益田選挙区	3 人

邑智選挙区	2人	大田選挙区	2人
那賀選挙区	1人	安来選挙区	2人
鹿足選挙区	1人	江津選挙区	1人
隠岐選挙区	1人	雲南・飯石選挙区	3人
松江選挙区	7人		
浜田選挙区	2人		
出雲選挙区	4人		
益田・美濃選挙区	3人		
大田・邇摩選挙区	2人		
安来選挙区	2人		
江津選挙区	1人		
平田選挙区	2人		

(3) 引用する項の整理

2 施行期日

この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行することとした。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

改正前	改正後
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成18年3月31日までの間	平成16年4月1日から 平成19年3月31日までの間
(2) 減額率 議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	同左

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条 例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第1号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第15号から第17号までを次のように改める。

<p>15 国有財産法（昭和23年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（河川法第100条第1項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産に係るものに限る。第17号、第20号の(3)及び第23号の(2)において同じ。）</p> <p>(1) 法第31条の2第1項の規定による他人の土地への立入り (2) 法第31条の2第2項の規定による立入りの通知又は公告 (3) 法第31条の2第5項の規定による損失の補償 (4) 法第31条の3第1項の規定による境界確定の協議 (5) 法第31条の3第3項の規定による境界の明示 (6) 法第31条の4第1項の規定による境界を定めるための調査 (7) 法第31条の4第2項の規定による境界の決定 (8) 法第31条の4第3項の規定による地方審議会への諮問 (9) 法第31条の4第5項の規定による境界等の通知及び公告 (10) 法第31条の5第3項の規定による境界確定の通知及び公告</p>	各市町村
<p>16 不動産登記法（平成16年法律第123号）第16条第1項又は第116条第1項若しくは第2項の規定による登記の嘱託（第20号の(3)に規定する同意に係る土地について行う場合に限る。）</p>	各市町村
<p>17 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第5条第6項（法第48条第9項（法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項若しくは第10項、第87条の2第10項、第87条の3第6項又は第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による国有財産を含めて法第5条第1項の一定の地域を定めることの承認（法第50条各項に規定する場合及び代替施設を設置しない場合において用途廃止の面積が1万平方メートルを超える場合を除く。(2)において同じ。） (2) 法第95条第1項又は第95条の2第1項の知事の認可を受けるために必要となる国有財産を土地改良事業の施行に係る地域に編入することについての承認</p>	各市町村

第2条の表第18号左欄の(1)中「若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号八若しくは第62条の3第4項第10号八」を「、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八又は第63条第3項第5号イ」に改め、同欄の(2)中「若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二」を「、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二又は第63条第3項第6号」に改め、同表第20号左欄の(40)中「(39)」を「(40)」に改め、同欄中(40)を(41)とし、(31)から(39)までを(32)から(40)までとし、同欄の(30)中「とる」を「執る」に、「(31)から(34)」を「(32)から(35)」に改め、同欄中(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、同欄の(28)中「(6)、(15)、(17)、(19)若しくは(27)」を「(7)、(16)、(18)、(20)若しくは(28)」に、「(11)若しくは(21)」を「(12)若しくは(22)」に、「(29)」を「(30)」に改め、同欄中(28)を(29)とし、(17)から(27)までを(18)から(28)までとし、同欄の(16)中「(17)」を「(18)」に改め、同欄中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同欄の(14)中「(15)」を「(16)」に改め、同欄中(14)を(15)とし、(3)から(13)までを(4)から(14)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第32条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発許可申請者への国有財産についての同意（代替施設を設置しない場合において用途廃止の面積が1万平方メートルを超える場合を除く。第23号の(2)において同じ。）

第2条の表第20号右欄中「から(4)まで、(6)から(13)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(26)」を「、(4)、(5)、(7)から(14)まで、(16)、(18)、(20)及び(22)から(27)」に、「(28)及び(29)」を「(29)及び(30)」に、「(6)、(15)、(17)又は(19)」を「(7)、(16)、(18)又は(20)」に、「(11)又は(21)」を「(12)又は(22)」に、「(30)から(33)」を「(31)から(34)」に、「(34)から(40)」を「(35)から(41)」に改め、同表第23号左

欄中(46)を(51)とし、(29)から(45)までを(34)から(50)までとし、同欄の(28)中「(27)」を「(32)」に改め、同欄中(28)を(33)とし、(27)を(32)とし、(26)を(31)とし、同欄の(25)中「(26)から(29)」を「(31)から(34)」に、「(38)」を「(43)」に改め、同欄中(25)を(30)とし、(17)から(24)までを(22)から(29)までとし、(16)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第39条第5項の規定による変更に係る事項の公告

第2条の表第23号左欄の(15)中「又は事業計画」の次に「若しくは事業基本方針」を、「及び事業計画」の次に「又は事業基本方針」を加え、同欄中(15)を(19)とし、(14)を(18)とし、(13)を(17)とし、(12)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第21条第4項の規定による組合の名称等の公告

第2条の表第23号左欄中(11)を(14)とし、(10)を(13)とし、同欄の(9)中「(10)及び(11)」を「(13)及び(14)」に改め、同欄中(9)を(12)とし、(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第14条第2項の規定による設立の認可

(11) 法第14条第3項の規定による事業計画の認可

第2条の表第23号左欄中(7)を(8)とし、(2)から(6)までを(3)から(7)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第7条(法第10条第3項、第17条又は第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国有財産を施行地区に編入することについての承認

第2条の表第23号右欄中「から(19)」を「(3)から(24)」に、「(25)から(46)」を「(30)から(51)」に、「及び益田市」の次に「(2)に係る事務にあっては都市計画区域所在市町」を加え、「(20)から(24)」を「(25)から(29)」に改め、同表第24号左欄中(58)を(62)とし、(31)から(57)までを(35)から(61)までとし、同欄の(30)中「同条第3項」を「同条第4項」に、「(31)から(33)まで、(40)、(50)及び(58)」を「(35)から(37)まで、(44)、(54)及び(62)」に改め、同欄中(30)を(34)とし、(20)から(29)までを(24)から(33)までとし、同欄の(19)中「第45条第5項」を「第45条第6項」に改め、同欄中(19)を(23)とし、(18)を(22)とし、同欄の(17)中「事業計画」の次に「若しくは事業基本方針」を加え、同欄中(17)を(21)とし、(16)を(20)とし、(15)を(19)とし、(14)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) 法第19条第2項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び図書の送付

第2条の表第24号左欄中(13)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第16条第5項の規定による事業計画の修正に係る申告の受理

第2条の表第24号左欄中(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 法第11条第2項の規定による組合の設立の認可

(12) 法第11条第3項の規定による事業計画の認可

第2条の表第27号右欄中「東出雲町」を「松江市、東出雲町、奥出雲町」に改め、同表に次の4号を加える。

<p>28 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第21条の9の6に規定する医療の給付の決定</p> <p>(2) 法第56条第5項に規定する法第21条の9の6に規定する医療の給付に要する費用の負担能力の認定</p>	<p>松江市</p>
<p>29 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条の規定による低体重児の届出の受理</p> <p>(2) 法第19条第1項の規定による未熟児の保護者に対する訪問指導</p> <p>(3) 法第19条第2項において準用する法第11条第2項の規定による訪問指導の継続</p> <p>(4) 法第20条第1項に規定する養育医療の給付の決定</p> <p>(5) 法第21条の4第1項に規定する養育医療の給付に要する費用の負担能力の認定</p> <p>(6) 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号。以下この号において「省令」という。)第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請の受理</p>	<p>松江市</p>

(7) 省令第 9 条第 2 項の規定による養育医療券の交付

<p>30 森林法（昭和26年法律第249号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>松江市</p>
<p>(1) 法第10条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（開発行為に係る森林の面積が 5ヘクタール（土石の採掘を目的とするものにあつては、10ヘクタール）以上のもの又は当該開発区域が 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く。(3)において同じ。)</p> <p>(2) 法第10条の 2 第 4 項の規定による条件の付加</p> <p>(3) 法第10条の 2 第 6 項の規定による意見の聴取</p> <p>(4) 法第10条の 3 の規定による中止又は必要な行為をすべき旨の命令（(1)に規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第25条の 2 第 2 項の規定による保安林の指定</p> <p>(6) 法第25条の 2 第 3 項（法第26条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による島根県森林審議会への諮問</p> <p>(7) 法第26条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による保安林の指定の解除（(5)に規定する指定に係るものに限る。(19)、(30)及び(31)において同じ。)</p> <p>(8) 法第26条の 2 第 4 項の規定による農林水産大臣との協議（同項第 2 号に係るものに限る。）</p> <p>(9) 法第27条第 1 項の規定による保安林の指定又は解除に係る申請の受理</p> <p>(10) 法第30条の 2 第 1 項の規定による保安林予定森林又は解除予定保安林に係る告示、掲示及び通知</p> <p>(11) 法第30条の 2 第 2 項において準用する法第30条後段の規定による申請者への通知</p> <p>(12) 法第31条の規定による保安林予定森林における行為の禁止</p> <p>(13) 法第32条第 1 項の規定による意見書の受理（(10)に規定する告示に係るものに限る。）</p> <p>(14) 法第32条第 2 項の規定による意見の聴取及び意見書の写しの送付</p> <p>(15) 法第32条第 3 項の規定による意見の聴取の期日及び場所の通知並びにその公示</p> <p>(16) 法第32条第 5 項の規定による指示の受取り</p> <p>(17) 法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定による保安林の指定又は解除に係る告示</p> <p>(18) 法第33条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定による処分の内容の通知</p> <p>(19) 法第33条の 2 第 1 項の規定による指定施業要件の変更</p> <p>(20) 法第33条の 2 第 2 項の規定による申請の受理</p> <p>(21) 法第34条第 1 項の規定による立木の伐採の許可</p> <p>(22) 法第34条第 2 項の規定による行為の許可</p> <p>(23) 法第34条第 6 項の規定による条件の付加</p> <p>(24) 法第34条第 8 項又は第 9 項の規定による届出の受理</p> <p>(25) 法第34条第10項の規定による立木の伐採の届出に係る通知</p> <p>(26) 法第34条の 2 第 1 項の規定による択伐の届出の受理</p> <p>(27) 法第34条の 2 第 2 項（法第34条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による択伐又は間伐の計画の変更の命令</p> <p>(28) 法第34条の 2 第 4 項（法第34条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による択伐又は間伐の届出に係る通知</p>	

<ul style="list-style-type: none"> (29) 法第34条の3第1項の規定による間伐の届出の受理 (30) 法第35条の規定による損失の補償 (31) 法第36条第1項の規定による補償金額の負担の決定 (32) 法第36条第2項の規定による負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所の通知 (33) 法第36条第3項の規定による督促 (34) 法第36条第4項の規定による負担すべき金額の徴収 (35) 法第38条第1項の規定による伐採の中止又は造林に必要な行為をすべき旨の命令 (36) 法第38条第2項の規定による行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令 (37) 法第38条第3項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令 (38) 法第38条第4項の規定による植栽をすべき旨の命令 (39) 法第39条第1項の規定による標識の設置 (40) 法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管 (41) 法第39条の2第2項の規定による保安林台帳の閲覧の実施 (42) 法第40条の規定による保安林の管理 	
<p>31 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可 (2) 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による島根県農業会議の意見の聴取 (3) 法第4条第4項の規定による条件の付加 (4) 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可 (5) 法第5条第3項において準用する法第3条第3項の規定による条件の付加 (6) 法第82条第1項の規定による立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転（(1)若しくは(4)に規定する許可又は(10)に規定する許可の取消し等に係るものに限る。） (7) 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知又は公示（(6)に規定する立入調査等に係るものに限る。(8)において同じ。） (8) 法第82条第5項の規定による損失の補償 (9) 法第83条の規定による報告の徴取（(1)から(8)まで及び(10)に掲げる事務に係るものに限る。） (10) 法第83条の2の規定による許可の取消し、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは必要な措置を執ることの命令（法第4条第1項又は第5条第1項の規定の違反に係るもの及び(1)又は(4)に規定する許可に係るものに限る。） (11) 法附則第2項第1号又は第2号の規定による農林水産大臣との協議 	<p>松江市</p>

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第28号左欄中「第21条の9の6」を「第21条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成18年10月1日から、第1条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表に4号を加える改正規定（同表第31号に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の表第30号左欄に掲げる事務に係る森林法(昭和26年法律第249号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後における同法の適用については、松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 第1条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表に4号を加える改正規定(同表第31号に係る部分に限る。)の施行の際改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務に係る農地法(昭和27年法律第229号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日(以下この項において「改正規定の施行日」という。)前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、改正規定の施行日以後においては松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正規定の施行日以後における同法の適用については、松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第2号

島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例

(島根県産業技術センター条例の一部改正)

第1条 島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)」を「使用料等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料等の額は、前2項に定める額の2倍に相当する額とする。

(島根県農業技術センター分析手数料条例の一部改正)

第2条 島根県農業技術センター分析手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第3条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例(平成17年島根県条例第84号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(島根県産業技術センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の島根県産業技術センター条例第3条第1項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び同条例第5条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県農業技術センター分析手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の島根県農業技術センター分析手数料条例第1条の規定により分析を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第3号

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の3」に改める。

第3章第2節中第28条の次に次の2条を加える。

（事案の移送）

第28条の2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報が第19条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正等の請求をした者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正等の請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正等の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第28条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第34条第1項各号列記以外の部分中「係る」の次に「裁決又は」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「対する」の次に「裁決又は」を加える。

第35条の見出し及び同条第1項中「対する」の次に「裁決又は」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「該当する」の次に「裁決又は」を加え、同項第1号中「棄却する」の次に「裁決又は」を加え、同項第2号中「旨の」の次に「裁決又は」を加える。

附則第3項中「第2章第2節及び第3節」を「第3章第1節から第3節まで」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

島根県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第4号

島根県立大学条例の一部を改正する条例

島根県立大学条例（平成11年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「学生寮使用料を」の次に「、大学の大学院の博士課程（後期）に在学せず学位論文をもって学位の授与を申請する者は学位論文審査手数料を」を加え、同条第2項中「及び学生寮使用料」を「、学生寮使用料及び学位論文

審査手数料」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「及び授業料」を「、授業料及び学位論文審査手数料」に改め、同条を第11条とする。

第9条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 大学の大学院の博士課程（後期）において、3年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、及び必要な研究指導を受けた上で退学した者が、退学した日の翌日から起算して1年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（学位論文審査手数料の納付時期）

第9条 学位論文審査手数料は、学位論文をもって学位の授与を申請するときに納付しなければならない。

別表に次のように加える。

学位論文審査手数料	1件につき 57,000円
-----------	---------------

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第5号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第2条第3項中「から第4条の2まで」を「及び第4条の10」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の8までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第4条の2第1項若しくは第2項」を「第4条の2」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「（11年以上25年未満勤続後の退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）、20年」を「11年」に改め、「者又は」の次に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に、同項第3号中「21年以上30年」を「16

年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第4条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「者又は」の次に「25年以上勤務し、」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第4条の5の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第4条の3」を「第4条の2」に、「退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額」を「退職手当の基本額が退職日給料月額」に改め、同条を第4条の6とする。

第4条の4を第4条の5とする。

第4条の3の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者（退職の日におけるその者の給料月額）を「第4条の2第1項の規定に該当する者（退職日給料月額）」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額、
第4条の3第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第4条の3を第4条の4とし、第4条の2の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 4 条の 3 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前 3 条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第 2 条第 2 項、第 5 条の 4 第 4 項又は第 11 条第 1 項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 5 条第 5 項に規定する職員以外の公務員若しくは第 5 条の 4 第 1 項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 6 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第 5 条第 5 項に規定する職員以外の公務員又は第 5 条の 4 第 1 項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第 5 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされた職員以外の公務員としての引き続いた在職期間
- (3) 第 5 条の 4 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (4) 第 5 条の 4 第 2 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が別に定める在職期間

第 4 条の 6 の次に次の 4 条を加える。

第 4 条の 7 第 4 条の 3 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定変額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定変額前給料月額に第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 4 条の 8 第 4 条の 4 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条の 6	第 3 条から第 4 条の 2 まで	第 4 条の 4 の規定により読み替えて適用する第 4 条の 2
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につ

		き退職日給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の2の
第4条の7	第4条の3第1項の	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の3第1項の
	同項第2号イ	第4条の4の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第4条の4の規定により読み替えて適用する同項の
第4条の7第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
第4条の7第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
	第4条の3第1項第2号イ	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の3第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第4条の4の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第4条の9 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第4条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第28条第2項及び職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第4号)第2条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業を含む。))により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち知事が別に定めるものを除く。)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円

- (3) 第 3 号区分 50,000円
- (4) 第 4 号区分 45,850円
- (5) 第 5 号区分 41,700円
- (6) 第 6 号区分 33,350円
- (7) 第 7 号区分 25,000円
- (8) 第 8 号区分 20,850円
- (9) 第 9 号区分 16,700円
- (10) 第10号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第 4 条の 3 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、知事が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第 1 項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、知事が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号及び第 3 号に掲げる者を除く。） 第 1 項第 1 号から第 8 号まで又は第10号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第 9 号に掲げる職員の区分にあつては 0 とし、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げるものを除く。） 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 退職日給料月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表 8 号俸の額に相当する額を超える者 第 3 条から第 4 条の 4 まで及び第 4 条の 6 から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の 6 に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第 4 条の10 第 4 条の 2 第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 2 条の 2、第 4 条の 2、第 4 条の 3 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間 3 年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

第 5 条第 3 項中「第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの 1 に」を「第 6 条第 1 項各号のいずれかに」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 前 3 項の規定による在職期間のうち休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前 3 項の規定により計算した退職期間から除算する。

第 5 条第 7 項中「前 6 項」を「前各項」に、「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第 8 項中「第 4 条の 2 第 3 項又は第 8 条の規定による」を「前条又は第 8 条の規定により」に改め、同条第 9 項中「規定による」を「規定により」に、「前 8 項」を「前各項」に、「ときは」を「場合には」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第4条の3の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの(第4条の9第4項第3号に掲げる者を除く。)

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で知事が定めるもの

第10条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第10条の3第1項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第10条の2第1項及び第3項並びに第10条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第15項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

附則第16項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第17項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第20項中「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

附則に次の1項を加える。

23 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で知事が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第4条の10第2項に規定する基本給料額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第4条の3まで、第4条の5及び附則第15項から第17項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年島根県条例第44号。以下この項及び附則第4項において「条例第44号」という。)附則第3項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年島根県条例第35号。以下この項及び附則第4項において「条例第35号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第57号。以下この項及び附則第4項において「条例第57号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで並びに附則第15項から第17項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第44号附則第3項、附則第10項の規定による改正後の条例第35号附則第5項から第8項まで並びに附則第11項の規定による改正後の条例第57号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第5条第5項及び第5条の4第1項から第3項までの規定により新条例第4条の3第2項第2号から第5号までの規定に規定する期間が新条例第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれるものであって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したも

のとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として知事が別に定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第4条の3まで、第4条の5及び附則第15項から第17項まで、附則第9項の規定による改正前の条例第44号附則第3項、附則第10項の規定による改正前の条例第35号附則第5項から第8項まで並びに附則第11項の規定による改正前の条例第57号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として知事が別に定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第5号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第4条の9の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年島根県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改め、同項第3号中「第4条の5の規定に該当する」を「第4条の6又は第4条の7の規定に該当する」に、「第4条の5の規定により」を「第2条の2、第3条、第4条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の9までの規定により」に改める。

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」

を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

附則第6項中「第4条()」を「第3条第1項()」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び第4条の3並びに」に改める。

附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の2及び第4条の3並びに」を「第4条の2から第4条の4まで及び」に改める。

附則第8項中「第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改める。

附則第12項中「第3条から第4条の2まで」を「第2条の2及び第4条の10」に、「、新条例第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改め、同項第1号中「第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改める。

- 11 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第4項」を「第4条の9第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 13 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 14 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「職員の退職手当に関する条例」の次に「第4条の9第1項及び」を加え、「同項」を「同条例第4条の9第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 15 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 16 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第4項」を「第4条の9第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 6 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項第 9 号中「農業技術センター、中山間地域研究センター、農業大学校、中海干拓営農センター又は花振興センターに勤務する職員」を「中山間地域研究センター、東部農林振興センター、農業技術センター又は農業大学校に勤務する職員（東部農林振興センターにあつては、人事委員会規則で定める職員に限る。）」に改め、同項第15号中「隠岐支庁土木建築局、益田土木建築事務所」を「隠岐支庁県土整備局、益田県土整備事務所」に改める。

第19条第 1 項中「、総務部職員課」を削る。

第24条第 1 項第 2 号中「水産試験場附属漁業無線指導所に勤務する職員」を「水産技術センターに勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）」に改める。

第32条第 1 項第 2 号中「栽培漁業センターに勤務する職員」を「水産技術センターに勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）」に改める。

第34条第 1 項及び第35条第 1 項中「鵬丸」を「わかしまね」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 7 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第21号を第22号とし、第 6 号から第20号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 財団法人島根県環境管理センター

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 8 号

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「 1 年」を「結核性疾患にあつては 1 年以内、その他の負傷又は疾病にあつては90日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その他の負傷又は疾病のうち人事委員会規則で定めるものについて、任命権者が療養を必要と認めるときは、当該期間を90日を超えない範囲内で延長することができる。

第7条第2項中「対する前項の規定の適用については、人事委員会規則で定める場合を除き、同項中「1年以内」とあるのは、「90日以内」とする」を「については、前項ただし書の規定は、適用しない」に改める。

第9条中「こえない」を「超えない」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1年」を「結核性疾患にあっては1年以内、その他の負傷又は疾病にあっては90日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その他の負傷又は疾病のうち人事委員会規則で定めるものについて、任命権者が療養を必要と認めるときは、当該期間を90日を超えない範囲内で延長することができる。

第8条第2項中「対する前項の規定の適用については、人事委員会規則で定める場合を除き、同項中「1年以内」とあるのは、「90日以内」とする」を「については、前項ただし書の規定は、適用しない」に改める。

第9条中「こえない」を「超えない」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは別に法律に定めがある場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、支給することができる。

第16条の2第3項中「100分の80」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の80以内を支給する」を「100分の70以内を支給することができる」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、教育職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは別に法律に定めがある場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、支給することができる。

第27条第3項中「100分の80」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の80以内を支給する」を「100分の70以内を支給することができる」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、教職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは別に法律に定めがある場合を除き、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に掲げる事由に該

当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、支給することができる。

第21条第3項中「100分の80」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の80以内を支給する」を「100分の70以内を支給することができる」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の職員の休日及び休暇に関する条例(以下「改正前の職員休日休暇条例」という。)第7条第1項又は第2条の規定による改正前の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(以下「改正前の教育職員休日休暇条例」という。)第8条第1項の規定により、この条例の公布の日前に与えられた休暇でこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も引き続き休暇の期間については、なお従前の例による。
- 3 この条例の公布の日前に、改正前の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正前の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定により施行日以後の日を終期とする休暇を与えられた場合であって、公布の日以後に、当該施行日以後の日から引き続き療養が必要であるとして休暇を与えられるときに、施行日以後の休暇の期間についての第1条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例(以下「改正後の職員休日休暇条例」という。)第7条第1項又は第2条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(以下「改正後の教育職員休日休暇条例」という。)第8条第1項の規定の適用については、公布の日前において改正前の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正前の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定により休暇を与えられた日から起算して1年以内又は施行日から起算して改正後の職員休日休暇条例第7条第1項若しくは改正後の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定により与えられるものとした場合における休暇の期間のいずれか早い日とする。
- 4 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、改正前の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正前の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定に基づき施行日以後に与えられるものとされた休暇は、改正後の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正後の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定による休暇とみなす。
- 5 前項の場合において、施行日以後の休暇の期間に係る改正後の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正後の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定の適用については、施行日前において改正前の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正前の教育職員休日休暇条例第8条第1項の規定により休暇を与えられた日から起算して1年以内又は施行日から起算して改正後の職員休日休暇条例第7条第1項又は改正後の教育職員休日休暇条例第8条第1項に規定する期間のいずれか早い日とする。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第9号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例(平成14年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表中 「財団法人島根県育英会」を「財団法人北東アジア地域学術交流財団」に、
財団法人北東アジア地域学術交流財団

「財団法人島根県並河萬里写真財団」を「財団法人島根県文化振興財団」に改める。
財団法人島根県文化振興財団

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第10号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第9条第1項中「1年6か月」を「1年6月」に改める。

第11条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第11条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合
附 則

この条例中第3条第3項及び第9条第1項の改正規定は公布の日から、第8条第1号の改正規定は刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から、その他の改正規定は平成18年10月1日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第11号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 別表23の項第8号の介護サービス情報の公表に係る手数料 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項に規定する指定情報公表センター

(8) 別表23の項第9号の介護サービス情報の調査に係る手数料 介護保険法第115条の30第1項に規定する指定調査機関

第4条第2号中「又は訂正」を「訂正又は更新」に改め、同条中第13号を第15号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 介護サービス情報の公表 情報の報告をするとき。

(10) 介護サービス情報の調査 情報の調査を受けるとき。

別表2の項第1号中「の行う入札等に参加する」を「に対し随意契約のための見積書を提出しようとする」に改める。

別表3の項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第3号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表4の項第1号中「若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号ハ若しくは第62条の3第4項第10号

八」を「、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八又は第63条第3項第5号イ」に改め、同項第2号中「若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二」を「、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二又は第63条第3項第6号」に改め、同項第3号中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改め、同項第4号中「第18条の5第11項第4号」を「第19条第12項第4号」に、「第38条の5第9項第4号」を「第38条の5第10項第4号」に改める。

別表8の項第5号ア中「10,000円」の次に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び10の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、9,500円）」を加え、同号イ中「9,400円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円）」を加え、同号ウ及びエ中「10,000円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円）」を加え、同号オ中「9,400円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円）」を加え、同項第6号ア中「8,500円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,000円）」を加え、同号イ中「6,700円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、6,200円）」を加える。

別表10の項第15号中「23,000円」の次に「（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、22,500円）」を加える。

別表23の項第3号を削り、同項第2号中「介護保険法」を「法」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号中「介護保険法（平成9年法律第123号）」を「法」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

(1) 介護保険法（以下この項において「法」という。）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	7,000円
(2) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者	4,200円
(3) 法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	1,600円
(4) 法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	1,100円
(5) 法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の更新を受けようとする者	4,200円

別表23の項に次の2号を加える。

(8) 法第115条の29第1項の規定に基づく介護サービス情報を報告しようとする者	15,000円
(9) 法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査を受けようとする者	45,000円

別表37の項第5号中「第4条」を「第5条」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第6号中「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条第1項」に改める。

別表41の項第1号中「する者」の次に「（次号に該当する者を除く。）」を加え、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許を受けようとする者（環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条第1項に規定する使用する猟具として網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を受けようとする者に限る。）	
ア 法第49条各号に掲げる者の狩猟免許	3,000円
イ その他の者の狩猟免許	4,000円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表2の項から4の項まで及び37の項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第12号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第69条第1項中「は、同条第1項の規定による次の表の左欄に掲げる報告書の提出の期限は、同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる」を「の同条第1項の規定による報告書の提出の期限は、規則で定める」に改め、同項の表及び同条第2項を削る。

附則に次の1項を加える。

（狩猟税の税率の特例）

23 法第700条の52第1項第1号又は第2号に規定する網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間に環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条第1項の規定に基づき、わなを選択して狩猟免許を受け、当該免許に係る狩猟者の登録（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第43条の規定による狩猟免許の交付の日から3年以内の狩猟者の登録に限る。）を受ける農業又は林業に従事する者として規則で定める者（規則で定める者が当該規則で定める者である旨を証明する場合に限る。）の登録に係る狩猟税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 法第700条の52第1項第1号に該当する者 8,200円
- (2) 法第700条の52第1項第2号に該当する者 5,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例第69条の規定は、この条例の施行の日以後に免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者についての地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の20の2第1項の規定による報告書の提出について適用し、同日前に免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者についての同項の規定による報告書の提出については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第13号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条を第7条とし、第2条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第2条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）

及び事務は、別表第 2 のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第 4 条 知事が行う法第30条の 8 第 2 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(利用及び提供の状況の公表)

第 5 条 知事は、毎年、法第30条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況について公表するものとする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

- 1 宗教法人法 (昭和26年法律第126号) 第25条第 4 項の規定による書類の写しの提出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 島根県吏員恩給条例 (昭和23年島根県条例第81号) による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年島根県条例第35号) による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 地方税法 (昭和25年法律第226号) 又は島根県県税条例 (昭和51年島根県条例第10号) による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税、軽油引取税又は狩猟税の賦課又は徴収 (延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。) に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 地方税法、島根県県税条例又は島根県産業廃棄物減量税条例 (平成16年島根県条例第34号) による産業廃棄物減量税の賦課又は徴収 (延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。) に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第31条第 7 項において準用する同法第17条第 7 項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換えに関する事務であって規則で定めるもの
- 8 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付又は再交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和60年島根県条例第39号) による同条例第 2 条第 1 項の登録若しくは同条例第 2 項の登録の更新又は同条例第 7 条第 1 項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 産業廃棄物の排出の抑制、減量、再生利用等に資する施設等でその機能が効果的かつ先進的なものを設置し、又は改造する者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 産業廃棄物の数量を正確に計量しその取引における透明性を確保するため、産業廃棄物搭載車両計量装置を設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第14条第 6 項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業として行う者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) 第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第22条第 1 項若しくは第 2 項又は第23条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 家畜改良増殖法施行令 (昭和25年政令第269号) による同令第 9 条に規定する家畜人工授精師免許証の書換え交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 県行治水造林条例 (昭和10年島根県条例第 6 号) による分収に係る造林の契約に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 漁船法 (昭和25年法律第178号) による同法第 4 条第 1 項の許可若しくは同条第 9 項の規定による報告又は同法第

- 10条第1項若しくは第17条第1項の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）による同法第3条第1項の登録若しくは同条第2項の登録の更新又は同法第7条第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 県内の漁業の担い手を確保育成するため、島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センターが県の補助を受けて行う新たに県内において自営漁業の就労を希望する者に対する漁業研修事業に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業設備近代化資金の貸付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）による同法第15条第1項第3号口又はハに掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 21 土地収用法（昭和26年法律第219号）による同法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の収用又は使用に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項の規定による届出又は同法第5条第1項の規定による申出に関する事務であって規則で定めるもの
- 23 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 24 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 25 都市計画法（昭和43年法律第100号）による同法第29条第1項又は第2項の許可に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事 務
1 教育委員会	(1) 島根県立高等学校の入学志願者のうち、保護者が県外に居住するもの又は海外から帰国した生徒等の出願審査に関する事務であって規則で定めるもの (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校等又は大学等に進学する能力を有しながら、経済的な理由により修学することが困難な同和関係者の子弟に対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (3) 保護者が県内に住所を有する者で、学校教育法による高等学校等で勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学することが困難なものに対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
2 監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求に関する事務であって規則で定めるもの
3 収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決、同法第47条の3第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の明渡裁決の申立て又は同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第14号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等）

第 6 条 法第44条の 2 に掲げる申請、縦覧、通知、届出、提出、閲覧及び交付のうち規則で定めるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条から第 5 条までに規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項については、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第 3 条から第 5 条までに規定する条例等に基づく手続等について情報通信の技術を利用する方法の例による。

附 則

この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第15号

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号を次のように改める。

(4) センター外施設等（その維持管理をセンターの施設及び設備と一体として行うことが適当であると知事が認めるセンターに近接する施設及び設備をいう。以下同じ。）の維持管理に関する業務

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県保健所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第16号

島根県保健所条例等の一部を改正する条例

（島根県保健所条例の一部改正）

第 1 条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

（島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第 2 条 島根県立病院使用料及び手数料条例（昭和44年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第43条ノ9第2項」を「第76条第2項」に改め、「場合」の次に「又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療の給付を受けることができる場合」を加え、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（島根県立心と体の相談センター条例の一部改正）

第3条 島根県立心と体の相談センター条例（平成16年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種 別	使用料又は手数料
診療（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の島根県保健所条例、第2条の規定による改正前の島根県立病院使用料及び手数料条例又は第3条の規定による改正前の島根県立心と体の相談センター条例の規定に基づいて納付し、又は納付すべきであった使用料又は手数料については、なお従前の例による。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第17号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表へき地医療奨学金の項貸付金の種類の欄中「へき地医療奨学金」を「医学生地域医療奨学金」に、「県内のへき地医療機関等」を「県内の医療機関」に改め、「医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了し、」を削り、「将来へき地医療機関等」を「将来県内の医療機関」に、「指定医療機関等」を「指定医療機関」に改め、同項免除の条件の欄第1号を次のように改める。

- 1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）その他研修を受けることを目的とするものを除く。次号において同じ。）に従事（指定医療機関のうち知事が定めるもの（以下「特定地域医療機関」という。）において貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事することを含む。次号において同じ。）したとき。（貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関において1年以上医師の業務に従事（特定地域医療機関において6月以上医師の業務に従事することを含む。）したときに限る。次号において同じ。）

第 2 条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第 2 号中「 2 倍」を「 3 倍」に、「指定医療機関等において、」を「指定医療機関において、」に改め、「（貸与期間が 1 年未満の場合は、指定医療機関等において 1 年以上医師の業務に従事したときに限る。）」を削り、同欄第 3 号中「又は次号」を削り、同項中

<p>4 臨床研修を修了した日又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関等において、貸与期間の 2 分の 1 に相当する期間以上医師の業務に従事した場合で、その期間が第 1 号及び第 2 号に規定する期間に満たないとき。（貸与期間が 1 年未満の場合を除く。）</p>	<p>債務の一部</p>
<p>5 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返納することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

を

<p>4 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
--	------------------

に改め、同項の次に次のように加える。

<p>しまね医学生特別奨学金</p>	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち知事が定める年次に在籍する者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて 6 年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかった期間を除く。）その業務に従事（当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して 1 年未満に限り、指定医療機関においてその業務に従事したものとみなす。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	<p>債務の全部</p>
		<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行ったへき地医療奨学金については、なお従前の例による。

島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第18号

島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例

島根県女性相談センター条例（昭和39年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「大田市」を「松江市」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 センターの分室として、西部分室を大田市に設置する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第19号

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例

（設置）

第1条 知事は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、島根県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 不服審査会は、法第97条第1項に規定する市町村の介護給付費等に係る処分に関する審査請求の事件のうち知事が必要と認めるものを取り扱う。

（委員の定数）

第3条 不服審査会の委員の定数は、10人とする。

2 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第48条第3項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

（関係人等に対する報酬）

第4条 法第103条第2項の規定により支給する報酬の額は、審問を受け、又は調査を行う者の専門的能力及び審問又は調査に要する時間を考慮して知事が定める額とする。

（庶務）

第5条 不服審査会の庶務は、健康福祉部において行う。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる不服審査会は、政令第47条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第20号

島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

島根県精神保健福祉審議会条例（昭和40年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、島根県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第5条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とする。

第3条第2項中「委員」の次に「（臨時委員を置く場合にあっては、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議をする場合に限り、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第5条とする。

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定により置かれた島根県精神保健福祉審議会並びにその会長及び委員（臨時委員を置いた場合にあっては、当該臨時委員を含む。以下同じ。）は、この条例の施行の日において、この条例による改正後の島根県精神保健福祉審議会条例第1条の規定により置かれた島根県精神保健福祉審議会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第21号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 飼い主の遵守事項等（第5条 - 第7条）
- 第3章 特定動物の飼養の許可（第8条 - 第11条）
- 第4章 動物の引取り、収容等（第12条 - 第17条）
- 第5章 緊急時の措置等（第18条 - 第21条）
- 第6章 雑則（第22条 - 第24条）
- 第7章 罰則（第25条 - 第30条）
- 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき講ずる必要な措置その他必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 特定動物 法第26条第1項に規定する特定動物をいう。
- (3) 飼養 動物にえさを与えて飼養すること（一時保管する場合を含む。）をいう。
- (4) 飼養施設 動物を飼養するための施設又は設備をいう。
- (5) 飼い主 動物を所有する者（所有者以外の者が管理しているときは、その者）をいう。
- (6) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (7) 飼いねこ 飼い主のあるねこをいう。
- (8) けい留 動物を丈夫な綱、鎖等で固定したものに確実につなぐ等の方法により拘束すること又はさく、おりその他の囲いの中に収容することにより逸走しないようにすることをいう。

（県の責務等）

第3条 県は、飼い主に対し、動物の愛護と適正な飼養に関する知識の普及に努めるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

2 県は、県民の動物の愛護及び適正な管理に関する理解を深めるための啓発に努めるものとする。

3 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、市町村、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

（飼い主等の責務）

第4条 飼い主は、法第7条第1項から第3項までに規定する責務のほか、動物を飼養するときは、周辺環境に配慮し、その周辺の区域の住民の理解が得られるように心がけなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物がその一生を終えるまで飼養するように努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物の繁殖により、これを飼養し、又は飼養することに代えて新たな所有者を見つけることが困難になると認められる場合は、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるように努めなければならない。

4 動物の所有者は、当該動物がその一生を終えるまで飼養することがやむを得ない事情により困難となった場合には、自らの責任において、適正に飼養することができる者に当該動物を譲渡するように努めなければならない。

第2章 飼い主の遵守事項等

（飼い主の遵守事項）

第 5 条 飼い主は、その飼養する動物について次に掲げる事項を守るように努めなければならない。

- (1) 動物にえさ及び水を適切に与えること。
- (2) 動物の生態、習性、生理等を考慮し、適正な飼養施設を設けること。
- (3) 動物の疾病又はけがの予防その他健康管理に努め、異常を認めた場合には、必要な措置を執ること。
- (4) 動物の数は、適正に飼養することが可能な範囲とすること。
- (5) 動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるとともに、逸走した場合には、速やかに保健所その他の関係機関に連絡し、及び自ら捜索し収容すること。
- (6) 動物の鳴き声、臭い等により他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (7) 動物が道路、公園、広場その他の公共の場所若しくは他人の土地、建物等（以下「公共の場所等」という。）を損壊し、又はふん尿その他の汚物でみだりに汚すことのないように必要な措置を講ずること。
- (8) 動物のふん尿その他の汚物、毛等を適正に処理し、飼養施設及びその周辺を常に清潔に保つこと。
- (9) 人と動物の共通感染症に関する正しい知識を持ち、その感染を予防すること。
- (10) 地震、火災その他の災害（以下「災害」という。）の場合において、動物の適正な保護及び管理のために必要な措置を定めておくとともに、災害が発生した場合にはその必要な措置を執ること。
- (11) 訪問者に注意を喚起する必要がある動物については、訪問者に分かるように必要な措置を講ずること。

（犬の飼い主のけい留義務及び遵守事項）

第 6 条 犬の飼い主は、飼い犬を人の生命、身体又は財産を侵害しないようにけい留しておかななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬、狩猟用の犬等とその目的のために使用し、又は訓練する場合
- (2) 飼い犬を綱、鎖等を用いて確実に制御することができる方法で連れ出す場合
- (3) 飼い犬を展覧会、競技会その他これらに類する催しに供するために使用し、又は訓練する場合

2 前項各号の場合においては、飼い主は、飼い犬が人の生命、身体又は財産を侵害しないように必要な措置を講じなければならない。

3 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項を遵守するため、次に掲げる事項を守るように努めなければならない。

- (1) 飼い犬には、首輪、名札、体内に埋め込んで使用する個体を識別する器具等により、所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずること。
- (2) 飼い犬に適切なしつけを行うこと。
- (3) 犬の種類、健康状態等に応じて適当な運動をさせること。
- (4) 飼い犬が公共の場所等においてふんをした場合には、直ちに当該ふんをその場所から除去すること。
- (5) 門柱、家の出入口その他見やすい場所に飼い犬を飼養している旨の標識を掲示すること。

（ねこの飼い主の遵守事項）

第 7 条 ねこの飼い主は、第 5 条各号に掲げる事項を遵守するため、次に掲げる事項を守るように努めなければならない。

- (1) 飼いねこには、首輪、名札、体内に埋め込んで使用する個体を識別する器具等により、所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずること。
- (2) 疾病の感染及び不慮の事故を防止し、並びに他人に迷惑を及ぼさないようにするため、飼いねこは、原則として屋内で飼養すること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、やむを得ず飼いねこを屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、飼いねこに排せつのしつけその他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うことにより、他人に迷惑を及ぼさないようにすること。

第 3 章 特定動物の飼養の許可

（特定動物の飼養の許可等の申請）

第 8 条 法第26条第 1 項の規定に基づき知事の許可を受けようとする者又は法第28条第 1 項の規定に基づき知事の変更の

許可を受けようとする者は、法第26条第2項又は第28条第1項の規定によるほか、規則で定めるところによらなければならない。

(許可の基準)

第9条 法第26条第1項の規定に基づく知事の許可は、法第27条第1項第1号に規定する基準のほか、規則で定める基準(以下「規則基準」という。)によらなければならない。この場合において、法第28条及び第29条の規定の適用については、法第28条第1項中「同条第2項第2号又は第4号から第6号まで」とあるのは「同条第2項第2号又は第4号から第6号まで及び規則基準」と、法第28条第3項中「又は第26条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったとき」とあるのは「第26条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったとき、又は規則で定める軽微な変更があったとき」と、法第29条第2号中「第27条第1項第1号に規定する基準」とあるのは「第27条第1項第1号に規定する基準及び規則基準」とする。

(許可の有効期間)

第10条 法第26条第1項の許可の期間は、当該許可のあった日から起算して5年とする。

(公安委員会への通知)

第11条 知事は、法第26条第1項の許可をしたときは、公安委員会にその旨を通知するものとする。

第4章 動物の引取り、収容等

(犬又はねこの引取り)

第12条 知事は、法第35条第1項又は第2項の規定により犬又はねこを引き取るときは、日時その他必要な事項を定めることができる。

2 前項の場合において、知事は、引取りを求める理由その他必要な事項を確認するものとする。

3 知事は、法第35条第1項の規定により所有者から犬又はねこを引き取るときは、当該所有者に必要な助言を行うものとする。

(犬の捕獲等)

第13条 知事は、けい留されていない犬があると認めるときは、その犬を収容することができる。

2 知事は、前項の規定による収容を行うため知事が指定した職員に同項の犬を捕獲させることができる。

3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその飼い主又は他人の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

(収容した動物の飼い主への通知)

第14条 知事は、法第36条第2項の規定により負傷した犬、ねこ等の動物を収容したとき、前条第1項の規定により犬を収容したとき、又は第18条第4項の規定により特定動物を収容したときは、飼い主が判明しているものにあつては、その飼い主にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

(公示及び市町村長への通知)

第15条 知事は、法第35条第2項の規定により犬又はねこを引き取ったとき、法第36条第2項の規定により負傷した犬、ねこ等の動物を収容したとき、第13条第1項の規定により犬を収容したとき、又は第18条第4項の規定により特定動物を収容したときは、飼い主が判明していないものにあつては、規則で定めるところによりその旨を7日間公示し、及び当該動物が保護され、又は捕獲された場所を管轄する市町村の長に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物が飼い主が遺棄したと認められるもの又は保健所での保管が困難であると認められるもので、公示をしないで処分し、又は譲渡することが適当と知事が認めるときは、これを公示し、又は市町村長に通知しないことができる。

(処分又は譲渡)

第16条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬又はねこを処分し、又は譲渡することができる。

2 知事は、第14条に規定する通知が飼い主に到着した後又は前条第1項に規定する公示期間満了後1日以内に、その通

知又は公示に係る動物の飼い主がその動物を引き取らないときは、これを処分し、又は譲渡することができる。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない飼い主が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分し、又は譲渡することができない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、公示期間内において保健所での保管が困難となった動物で規則で定めるものについて、処分することができるものとする。

4 知事は、前条第2項に規定する動物については、これを処分し、又は譲渡することができる。

5 第1項、第2項本文又は前項に規定する場合にあっては、知事は、当該動物の飼養を希望する者で適正に飼養することができると思われるものに譲渡するように努めるものとする。ただし、前条第2項に規定する保健所での保管が困難であると認められる動物については、この限りでない。

(薬物による捕獲等)

第17条 知事は、けい留されていない犬が人の生命、身体又は財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合で、通常の方法によっては捕獲することが著しく困難であると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて区域及び期間を定め、薬物を使用して、その犬の捕獲又は処分を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により薬物を使用するときは、あらかじめ、当該区域及びその周辺の住民に対して、その旨を周知しなければならない。

3 第1項の捕獲又は処分及び前項の規定による周知の方法は、規則で定める。

4 知事は、第1項の捕獲又は処分を行うに当たっては、関係市町村長、関係機関及び当該区域の住民に協力を求めることができる。

第5章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第18条 特定動物の飼い主は、緊急時に備えて次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 飼養する特定動物の捕獲用の器材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。

(2) 災害が発生した場合における特定動物の逸走を防止するための措置その他応急の措置を定めておくこと。

2 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設から逸走したとき、又は特定動物を飼養施設の外に出している場合であって当該特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を所轄の保健所及び警察官に通報するとともに、その周辺の地域の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を執らなければならない。

3 特定動物の飼い主は、災害が発生したときは、第1項第2号に規定する措置を実施し、及び特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

4 知事は、特定動物が逸走した場合で人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又はこれらに対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を捕獲し、収容し、又は処分することができる。

5 知事は、前項の規定により特定動物を捕獲し、収容し、又は処分したときは、その費用を当該特定動物の飼い主に請求することができる。

(勧告)

第19条 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主(法第12条第1項第4号に規定する動物取扱業者を除く。)に対し、期限を定めて、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、法第25条第1項に規定するもののほか、動物の取扱いに起因して、次の各号のいずれかに該当するものによるその周辺の住民の生活に対する著しい支障が当該住民の間で共通の認識となっていると認められる事態が生じている場合には、当該事態を生じさせている者に対し、市町村長の協力を得て、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(1) 動物の飼養に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

(2) 動物の飼養に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

- (3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
 - (4) 動物の飼養により発生する多数のねずみ又ははえ、のみその他の害虫
- (措置命令)

第20条 知事は、法第32条の規定によるもののほか、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 特定動物を捕獲し、収容し、又は処分すること。
- (2) 特定動物の展示を中止すること。
- (3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

2 知事は、犬の飼い主がその飼い犬をけい留しないとき、又は飼い犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、その飼い主に対し、飼い犬をけい留すること、飼い犬に口輪をかけることその他安全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 知事は、前2項に規定する場合を除くほか、動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、安全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(事故発生時の措置)

第21条 犬又は特定動物の飼い主は、その犬又は特定動物が人の生命又は身体を侵害したときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するために必要な措置を執らなければならない。この場合においては、発生した事故及びその後の措置について、遅滞なく、保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の規定による届出があったときは、その実情を調査し、必要に応じて当該飼い主に対し、その犬又は特定動物を獣医師に検診させる等の措置を執ることを命じなければならない。

第6章 雑則

(立入検査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は第19条第2項に規定する当該事態を生じさせている者に対し、報告を求め、又はその職員に飼養施設その他の動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査又は質問を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料等)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第10条第1項の規定による登録を受けようとする者 1件につき 15,500円
 - (2) 法第13条第1項の規定に基づく登録の更新を受けようとする者 1件につき15,500円
 - (3) 法第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修を受けようとする者 1人につき1,500円
 - (4) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付の申請をする者 1件につき2,000円
 - (5) 法第26条第1項の規定に基づく許可を受けようとする者 1件につき 15,500円
 - (6) 法第28条第1項の規定に基づく変更の許可を受けようとする者 1件につき10,600円
 - (7) 省令第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者 1件につき2,000円
 - (8) 法第35条第1項の規定による犬又はねこの引取りを求める者
 - ア 生後90日を超える犬又はねこの場合 1頭又は1匹につき2,000円
 - イ 生後90日以内の犬又はねこの場合 1頭又は1匹につき400円
- 2 既に納付した手数料は、還付しない。

3 飼い主は、第13条第1項又は法第35条第2項若しくは第36条第2項の規定により知事が引き取り、又は収容した動物の返還を求める飼い主は、規則で定めるところにより、飼養、捕獲その他の業務に要した費用を負担しなければならない。ただし、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により抑留された犬の返還については、この限りでない。

（規則への委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第25条 第20条第1項各号の規定による知事の命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第26条 第20条第2項から第4項までの規定による知事の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して飼い犬をけい留しなかった者
- (2) 第6条第2項の規定に違反して必要な措置を講じなかった者
- (3) 第18条第2項の規定に違反して通報せず、又は虚偽の通報をした者
- (4) 第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第22条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第28条 第21条第2項の規定による保健所長の命令に違反した者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

（両罰規定）

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第25条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

（過料）

第30条 知事は、詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第23条第1項第8号の規定は平成18年10月1日から、次項の規定は平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後の飼養に係る特定動物の飼養の許可は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条の規定に基づき、第9条の規定の例により、同日前においても行うことができる。

（犬による危害の防止に関する条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 犬による危害の防止に関する条例（昭和44年島根県条例第48号）
- (2) 危険な動物の飼養及び保管に関する条例（平成14年島根県条例第19号）

（犬による危害の防止に関する条例等の廃止に伴う経過措置）

4 前項の規定による廃止前の犬による危害の防止に関する条例の規定によりなされた処分又は届出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分又は届出その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する附則第3項の規定による廃止前の犬による危害の防止に関する条例又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第22号

島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例

島根県農業技術センター分析手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

題名中「分析」を「分析等」に改める。

第1条に見出しとして「(手数料の納付)」を付し、同条中「、農業に関係ある」を「行う農業又は食品に関する」に改め、「分析」の次に「、試験等」を加える。

第2条に見出しとして「(手数料の額)」を付し、同条中「分析手数料」を「手数料」に改める。

第3条に見出しとして「(手数料の不還付)」を付し、同条中「すでに」を「既に」に改め、「いかなる事由があっても」を削り、「認めた」を「認める」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第3条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 知事は、詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

1 農業に関する分析

分析の種類	分析の内容	手数料の額
1 土壌分析	(1) 水素イオン濃度、電気伝導度又は水分	1 試料 1 項目につき 1,160円
	(2) 置換酸度、塩素又は可酸化性硫黄	1 試料 1 項目につき 1,760円
	(3) 仮比重又は吸水速度	1 試料 1 項目につき 2,210円
	(4) 腐植、全窒素、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、有効態りん酸、交換性カリウム、交換性ナトリウム、交換性カルシウム、交換性マグネシウム、可給態けい酸、可給態ほう素、可給態亜鉛、易還元性マンガン、遊離鉄又は硫酸	1 試料 1 項目につき 2,940円
	(5) ほ場容水量、最大容水量又は三相分布	1 試料 1 項目につき 3,730円
	(6) 可溶性カドミウム又は可溶性銅	1 試料 1 項目につき 4,600円
	(7) 陽イオン交換容量、緩衝能曲線、りん酸吸収係数、乾土効果、温度上昇効果又は透水係数	1 試料 1 項目につき 4,760円
	(8) 粒径組成	1 試料につき 5,370円
	(9) 可溶性砒素	1 試料につき 6,650円
2 農業用水分析	(1) 水素イオン濃度又は電気伝導度	1 試料 1 項目につき 1,160円
	(2) 全窒素、りん酸、カリウム、ナトリウム、鉄、マンガン又は浮遊物質	1 試料 1 項目につき 2,940円

	(3) 農薬	1 試料につき	10,900円
3 農作物分析	(1) けい酸	1 試料につき	2,940円
	(2) カドミウム	1 試料につき	4,600円
	(3) 砒素	1 試料につき	6,650円
	(4) 農薬	1 試料につき	10,900円
4 肥料分析	(1) 水素イオン濃度	1 試料につき	1,130円
	(2) 水分	1 試料につき	1,190円
	(3) 塩素	1 試料につき	1,960円
	(4) く溶性マンガン又はく溶性苦土	1 試料 1 項目につき	1,990円
	(5) 水溶性りん酸	1 試料につき	2,050円
	(6) 水溶性加里	1 試料につき	2,290円
	(7) 水溶性窒素	1 試料につき	2,340円
	(8) 可溶性けい酸	1 試料につき	2,580円
	(9) 炭素全量	1 試料につき	2,610円
	(10) りん酸全量	1 試料につき	3,030円
	(11) アンモニア態窒素	1 試料につき	3,070円
	(12) 硝酸態窒素	1 試料につき	3,160円
	(13) 加里全量、苦土全量又は石灰全量	1 試料 1 項目につき	3,270円
	(14) 窒素全量	1 試料につき	3,300円
	(15) アルカリ分又は亜鉛全量	1 試料 1 項目につき	3,330円
	(16) 水銀	1 試料につき	4,100円
	(17) カドミウム又は銅全量	1 試料 1 項目につき	4,950円
	(18) 砒素	1 試料につき	7,310円
5 その他		1 試料 1 項目につき	2,360円

2 食品に関する分析等

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
1 一般定量分析	(1) 水分、塩分、比重、酸度、粘度、エキス分析又は水素イオン濃度	1 試料 1 項目につき 1,500円
	(2) 灰分、総窒素又はアルコール	1 試料 1 項目につき 2,010円
	(3) 粗脂肪、粗繊維又は糖分	1 試料 1 項目につき 4,370円
	(4) 酢酸	1 試料につき 5,710円
	(5) 一般分析一式（エネルギー、水分、灰分、総窒素、粗脂肪及び炭水化物）	1 式につき 11,000円
	(6) 漂白剤又はレブリン酸	1 試料 1 項目につき 5,490円
2 特殊定量分析	(1) 食物繊維分析	1 試料につき 23,900円
	(2) 原子吸光分析（銅、鉄、鉛、カルシウム、亜鉛、マンガン、カリウム、ナトリウム又はマグネシウム）	1 試料 1 項目につき 4,300円
	(3) 高速液体クロマトグラフ分析	1 試料につき 15,210円
3 試験	(1) 微生物試験（顕微鏡検査）	1 試料につき 760円
	(2) 大腸菌群測定試験	1 試料につき 3,880円
	(3) 細菌数測定試験	1 試料につき 7,930円

	(4) 保存試験	1 試料につき	18,230円
4 その他	(1) 成績書の複本の交付	1 通につき	720円
	(2) その他の試験	1 試料 1 試験につき	2,360円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の廃止)
- 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例(平成3年島根県条例第22号)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に行われている前項の規定による廃止前の島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例第1条の規定による分析、試験等の依頼は、この条例による改正後の島根県農業技術センター分析等手数料条例第1条の規定による分析、試験等の依頼とみなす。この場合において、同条例第6条の規定は、適用しない。

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第23号

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

島根県花振興センター条例(平成15年島根県条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表中	「 団体(20人以上の場合をいう。)の 場合その他知事が別に定める割引制 度に該当する場合 80円 160円 」	を	「 団体(20人以上の場合をいう。)の 場合その他知事が別に定める割引制 度に該当する場合 80円 160円 」	年間使用料(同 一人が1年間使 用する場合の使 用料)の額	に改め
				500円	
				1,000円	

る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第24号

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

- 第4条第1号及び第3号中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第5号中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

採石業の適正な実施の確保に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第25号

採石業の適正な実施の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、岩石の採取の事業について採石業者が講ずべき採取跡の措置その他必要な措置を定めることにより、岩石の採取に伴う災害を未然に防止し、及び岩石の採取の事業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 岩石 採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)第2条に規定する岩石をいう。
- (2) 岩石の採取 法第10条第1項第3号に規定する岩石の採取をいう。
- (3) 採石業者 法第32条の登録を受けた者をいう。
- (4) 岩石採取場 岩石の採取を行う場所(表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として知事が認めるものを含む。)をいう。
- (5) 採取跡 採石業者が岩石採取場において、岩石の採取を行ったことにより、形質が変更された土地をいう。
- (6) 採取跡の措置 採取跡における整地、緑化、施設の設置等であって法第33条の認可に係る採取計画(法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。)に定められた岩石の採取の終了時に行うこととされた措置又はこれに準じた措置で規則で定めるものをいう。

(採石業者の責務)

第3条 採石業者は、岩石の採取に伴う災害を未然に防止するため、法及び法に基づく命令並びにこの条例を遵守し、適正な採取方法による採取を行い、並びに自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の措置を誠実に行わなければならない。

(保証人の設定及び義務)

第4条 法第33条の認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可(以下「採取計画の認可」という。)を受けようとする採石業者は、規則で定めるところにより、採取跡の措置に係る保証人(以下「保証人」という。)を立てなければならない。ただし、当該認可に係る岩石の採取の期間が1年以内の場合は、この限りでない。

2 保証人は、その被保証人たる採石業者による採取跡の措置を行うことが困難であると知事が認めるときは、速やかに、当該採石業者に代わって採取跡の措置を行わなければならない。

(保証人の要件)

第5条 保証人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 採石業者を構成員とする法人であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたもの
- (2) 現に採取計画の認可を受けている採石業者であって規則で定めるもの
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者であって規則で定めるもの

(保証の期間)

第6条 保証人の保証の期間は、その保証の対象となる岩石採取場に係る採取計画の認可を受けた日から、法第33条の10の規定による廃止の届出を知事が受理した日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。

2 法第33条の10の規定による廃止の届出がない場合にあつては、保証人の保証の期間の終期は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。ただ

し、当該保証の対象となる岩石採取場において、採石業者が採取計画の認可の期間の満了後引き続き岩石の採取を行うときは、当該採取に係る法第33条の認可を受ける日の前日までとする。

- (1) 法第33条の11の規定により当該認可が失効したとき。 当該認可が失効した日
- (2) 法第33条の12の規定により当該認可が取り消されたとき。 当該認可が取り消された日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第2項の規定に該当する場合で、規則で定めるところにより、保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を行ったとき。 当該届出を知事が受理した日

(認可の申請)

第7条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、法第33条の3第1項又は採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の16第1項の申請書に、法第33条の3第2項又は同省令第8条の16第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 岩石の採取に係る工程及び採取跡の措置に係る工程を示す書面
- (2) 保証人を立てていることを証する書面(第4条第1項ただし書に該当する場合を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(認可の期間)

第8条 採取計画の認可の期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める期間とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、前項の採取計画の認可の期間を変更することができる。

- (1) 採石業者が法第32条の10第1項各号又は第33条の12各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 岩石の採取に際し、関係法令による操業の停止、改善命令等の処分を受けたとき。
- (3) 第10条第1項の規定による新たな保証人を立てることができないとき。

(岩石採取場等の調査)

第9条 知事は、採取計画の認可を受けた採石業者(第4条第2項の規定に該当する場合にあっては、保証人。この条及び第12条において同じ。)が行う採取跡の措置について必要があると認めるときは、当該採石業者を立ち会わせて、その認可採取計画に定められている岩石採取場又は採取跡を調査することができる。

(保証人の変更の届出)

第10条 採取計画の認可を受けた採石業者は、その保証人が第5条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、新たな保証人を立てなければならない。

2 当該採石業者は、前項の規定その他の事由により、新たな保証人を立てた場合には、その日の翌日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該採石業者は、新たな保証人を立てることができないときは、その保証人が第5条各号に掲げる要件に該当しなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(採取状況等の報告)

第11条 採取計画の認可を受けた採石業者は、規則で定めるところにより、毎年、前年における岩石の採取の状況を知事に報告しなければならない。

2 岩石の採取又は搬出に伴い事故が発生したときは、採取計画の認可を受けた採石業者は、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(採取跡の措置)

第12条 採取計画の認可を受けた採石業者は、認可採取計画(第4条第2項の規定に該当する場合にあっては、規則で定める措置。次項において同じ。)に従って、採取跡の措置を行わなければならない。

2 採取計画の認可を受けた採石業者は、採取跡の措置が完了したときは、規則で定めるところにより、当該採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合する旨の知事の確認を受けなければならない。ただし、知事が、採取跡の状況等を総合的に勘案し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(採石業者に対する指導及び助言)

第13条 知事は、採石業者に対し、適正に採取跡の措置が行われるよう必要な指導及び助言に努めるものとする。

(報告及び検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採石業者から岩石の採取の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、採石業者に係る岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、岩石の採取の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、第5条第1号の知事の承認に関し必要があると認めるときは、同号に掲げる法人からその業務若しくは財務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条から第8条まで及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後にされる採取計画の認可の申請について適用する。

島根県空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第26号

島根県空港条例の一部を改正する条例

島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「8.5トン」を「24.0トン」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第27号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

目次中	「第10章 雑則(第63条 - 第68条)」	を	「第10章 管理の特例(第63条)」	に改める。
	第11章 罰則(第69条・第70条)」		第11章 雑則(第64条 - 第69条)」	
			第12章 罰則(第70条・第71条)」	

第5条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第30条第1項第6号中「第67条第1項」を「第68条第1項」に改める。

第51条第1項第5号中「第63条」を「第64条」に改める。

第52条中「第67条第1項」を「第68条第1項」に改める。

第70条第1号中「第63条第1項」を「第64条第1項」に改め、同条第2号中「第63条第2項」を「第64条第2項」に改め、同条を第71条とする。

第69条を第70条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第68条を第69条とし、第63条から第67条までを1条ずつ繰り下げる。

第10章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加える。

第10章 管理の特例

第63条 知事は、法第47条第1項の規定により、隠岐郡に所在する県営住宅等の管理（家賃及び入居者駐車場の使用料の決定並びに家賃、敷金、入居者駐車場の使用料その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を当該県営住宅等の所在する町に行わせることができる。

2 前項の規定により県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、第4条第1項中「知事」とあるのは「知事（第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあっては、当該町の長）」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

別表中	「 庄 原 団 地			を	「 庄 原 団 地			に改める。
	上 野 団 地							
	都 賀 行 団 地							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条第7号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の島根県営住宅条例第63条第1項に規定する県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理の全部又は一部を行うことに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第28号

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条の条名を削る。

第2条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の島根県特別会計条例第1条第1号の島根県用品調達等特別会計

(次項において「特別会計」という。)の平成17年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(一般会計への帰属)

- 3 特別会計の平成17年度の出納閉鎖の際、特別会計に属する現金、物品及び同年度以前に生じた債権で同年度の出納閉鎖の期日までに収入済とならなかったもの並びに同年度中に支払義務を生じた支出金で同日までに支出済とならなかったものに係る負債は、一般会計に帰属するものとする。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第29号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「負担付き」を「負担付き」に改める。

第7条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

別表第1中 「

隠岐大峯山風力発電所	1,800
------------	-------

」を

「

志津見発電所	1,700
隠岐大峯山風力発電所	1,800
江津高野山風力発電所	20,700

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第30号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第1条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,791人」を「1,759人」に、「215人」を「217人」に、「816人」を「854人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,423人」を「5,331人」に、「438人」を「432人」に改める。

第3条第5号中「第22条第3項」を「第22条の9」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

島根県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第31号

島根県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

島根県生涯学習審議会条例（平成7年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第32号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「70人」を「71人」に、「143人」を「145人」に、「804人」を「810人」に、「423人」を「424人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第8条中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改める。

第11条の3の次に次の1条を加える。

（受付所営業の営業禁止地域）

第11条の3の2 受付所営業は、島根県の区域においては、これを営んではならない。

第12条中「第2条第9項第3号」を「第2条第11項第3号」に改める。

（警察に関する手数料条例の一部改正）

第2条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 13 の項の次に次のように加える。

<p>13の 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第 27 条第 4 項（法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 4 項（法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第 27 条第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項、第 31 条の 12 第 1 項又は第 31 条の 17 第 1 項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>1 法第 2 条第 6 項又は第 9 項の営業を営もうとする場合 2 法第 2 条第 7 項第 1 号の営業を営もうとする場合で当該営業につき受付所を設けようとするとき。 3 法第 2 条第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項の営業を営もうとする場合（ 2 に掲げる場合を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定により法第 27 条第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項、第 31 条の 12 第 1 項若しくは第 31 条の 17 第 1 項の届出書を提出したものとみなされる場合</p>	<p>1 件につき 11,900 円 1 件につき 3,400 円に、8,500 円に設ける受付所の数を乗じて得た額を加算した額 1 件につき 3,400 円</p>
<p>13の 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 27 条第 4 項（同法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 4 項（同法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第 27 条第 2 項（同法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 2 項（同法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>1 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 2 その他の場合</p>	<p>1 件につき 1,900 円に、8,500 円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額を加算した額 1 件につき 1,500 円</p>
<p>13の 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 27 条第 4 項（同法第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 31 条の 2 第 4 項（同法第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を受</p>		<p>1 件につき 1,200 円</p>

けようとする者

別表第1の64の項中「者」の次に「(学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)」を加える。

第3条 警察に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の13の2の項中「若しくは第10項」を「又は第10項」に改め、「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる場合」を削る。

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第1条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第1条及び第12条の改正規定並びに第2条中警察に関する手数料条例別表第1の64の項の改正規定は公布の日から、第3条の規定は平成18年8月1日から施行する。

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第34号

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成13年島根県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第1条中「39人」を「37人」に改める。

第2条中「、第4項」を削り、「第8項」の次に「本文」を加え、同条の表を次のように改める。

選 挙 区		選挙すべき
名 称	区 域	議員の数
八束選挙区	八束郡の区域	1人
仁多選挙区	仁多郡の区域	1人
簸川選挙区	簸川郡の区域	1人
邑智選挙区	邑智郡の区域	1人
鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人
隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人
松江選挙区	松江市の区域	10人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	7人
益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	3人

附 則

1 この条例は、この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。

- 2 市町村の合併に伴う島根県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年島根県条例第41号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に島根県議会の議員の職にある者に係る選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第35号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成18年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

